

大規模マンション住民の優先入所の実施について（案）

1 優先入所の考え方

（1）実施の理由（制度趣旨）

- ・大規模マンションが建設され住民が入居する際には、その地域の保育ニーズが急増し、待機児童が発生する可能性が高いが、大規模マンションの建設と同時に当該マンション内に保育所等が整備されれば、その地域の待機児童の発生を防止・抑制することができる。
- ・このような観点から、大規模マンションの建設時に当該マンション内に保育所等を整備するようマンション事業者を促すため、そのインセンティブとして大規模マンションの住民については、当該マンション内に整備される保育所等の優先入所を認めることとしたい。
- ・また、優先入所を認めることで、保育所等の設置を促進する効果が期待でき、急増する保育ニーズへの対応の効果が期待される。
- ・なお、この措置は、待機児童が解消されていない本市の現状を踏まえた緊急措置的なものと位置付ける。

（2）対象マンション

- ・対象マンションは、平成 30 年度以降に建設された 70 戸以上のマンション（大規模マンション条例第 2 条第 1 号に規定する「大規模マンション」）で、次の①または②に該当するものに限る。
 - ① 大規模マンション条例第 7 条第 1 項の協力要請の対象となったもの
 - ② 行政として保育ニーズが認められる地域でマンション事業者が自主的に保育所の設置を申し出たもの（例：西区や天王寺区等で自主的に設置を申し出たもの）
- ・優先入所の対象となる保育所等は、対象マンションの敷地内または対象マンションの近隣に整備されたものに限る。
- ・急増する保育ニーズへの対応という観点から、マンションへの入居が始まってから、1 年以内に開設する保育所等に限る。

（3）対象者

- ・マンションを借りている人等も含め、対象マンションの住民であれば優先入所の対象とする。

(4) 実施日

- ・平成 30 年 4 月 1 日から実施

(5) 個々の大規模マンションについて住民の優先入所を認める期間

- ・マンション建設に伴う急増する待機児童発生の防止・抑制という制度趣旨及び緊急措置という位置づけから、保育所等の開設後 3 年間とする。

(6) 利用調整の方法

- ・マンションの住民を別枠で優先とする。
- ・マンションの住民を優先するのは、マンション内の保育所等を第 1 希望とした場合に限定する。
- ・マンションの住民から入所枠を超える申込があった場合は、マンションの住民の間でポイント制による利用調整を行う。
- ・マンションの住民の優先入所を認める期間中に、マンションの住民以外から入所申込があった場合は、マンションの住民を別枠で優先した上でポイント制による利用調整を行い、入所枠があれば入所を認める。

2 今後の予定

1 2 月～1 月 利用調整基準（要綱）改正に係る意見公募手続

1 月～2 月 マンションの業界団体への説明

※上記については、大規模マンション条例に係る規則改正等の事務スケジュールを踏まえながら実施